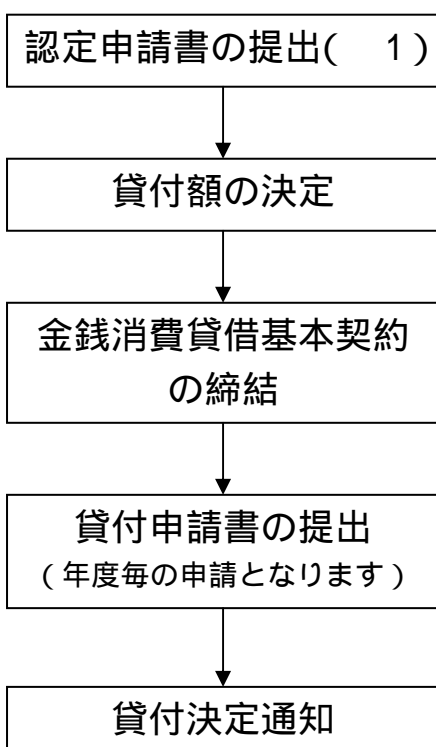


耐震改修工事を行なう 60歳以上の方を支援します

中野区では木造住宅の耐震化を進めるため、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）のリフォーム融資で高齡者向け返済特例制度（裏面参照）を利用する高齡者の方が耐震改修工事を行う場合、機構融資手続きの際の諸費用と利息分の貸付けを行います。

なお、この貸付けの返済は、機構融資と同様にお亡くなりになった際となります。

..... 手続きの主な流れ



(1) 申請書類

1. 対象者認定申請書（第1号様式）
2. 申請者の戸籍の謄本
3. 申請者の属する世帯全員の住民票の写し
4. 申請者が居住する住宅が昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを確認できる書類
5. 機構融資に係る金銭消費貸借抵当権設定契約証書の写し
6. 機構融資に係る不動産鑑定報告書の写し
7. 資金の貸付けの担保に供される住宅及びその敷地に係る登記事項証明書
8. その他区長が必要と認める書類

認定申請、貸付けに関するその他の条件に関しては、下記までお問合せください。

中野区資産活用木造住宅耐震改修工事費等融資利息等資金貸付条例 条例第33号 平成16年10月29日



問合せ先
中野区役所 9階8番窓口
建築分野 耐震化促進担当
電話(3228)5576・FAX(3228)5471



高齢者向け返済特例制度の概要

高齢者の方が居住する住宅の耐震改修工事やバリアフリー工事を行う場合に、返済条件を優遇する制度です。

対象工事

耐震改修工事、耐震補強工事、バリアフリー工事（床の段差解消、廊下及び居室の出入り口の拡幅、浴室及び階段の手すり設置）及びその他のリフォーム工事（耐震補強工事を含むことが、区の支援の要件となります。）

融資限度額

1,000万円（工事の内容によって異なります）と、機構が承認した保証機関（高齢者居住支援センター）が発行する保証限度額証明書に記載されている金額との少ない額となります。

特徴 1 月々の返済額は、利息のみと低く抑えられます。

特徴 2 元金は、申込本人がお亡くなりになったときに一括返済となります。

高齢者居住支援センター（高齢者住宅財団）が連帯保証人となります。

融資の申込みに先立って、制度の内容を理解していただくための「カウンセリング」とご自宅の建物・土地の「担保評価」を受ける必要があります。

問合せ

独立行政法人住宅金融支援機構お客様コールセンター 電話 0570(0860)35
又は 048(615)0420

独立行政法人住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度を取り扱う金融機関

2009年4月現在



「みずほ銀行」「三菱東京UFJ銀行」「りそな銀行」「三井住友銀行」「埼玉りそな銀行」「みずほ信託銀行」「中央三井信託銀行」など、お申込みいただける営業店等については、各金融機関に問合せ下さい。